

I 調査の概要

1 調査の目的

より効果的に取組みを行い、子育てや教育に関する施策を総合的に推進する計画を策定するため、子どものいる家庭に、生活状況や子どもの様子、学校生活や将来について、直接、考えを伺うアンケート調査を実施するもの

2 調査対象

(1) 千葉市在住の小学5・6年生、中学2・3年生の児童のいる以下の世帯の保護者と子ども（区分ごとに無作為抽出）

- ① 一般世帯 (3,000世帯)
- ② ひとり親世帯 (※) (950世帯)
- ③ 生活保護世帯 (350世帯)
- ④ 就学援助世帯 (700世帯) 計 5,000世帯

(※) 児童扶養手当受給世帯

(2) 千葉市が措置した小学5・6年生、中学2・3年生の以下の子ども（悉皆調査）

児童養護施設、ファミリーホーム及び里親家庭の子ども（以下「児童養護施設等」と記載）

41人

3 調査期間

2 (1) の世帯：令和2年10月22日から令和2年11月12日

2 (2) の子ども：令和2年11月18日から令和2年12月7日

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 回収状況

区分	配 布 数	有効回答数 (子ども)	有効回答率 (子ども)	有効回答数 (保護者)	有効回答率 (保護者)
一般世帯	3,000通	1,182通	39.4%	1,281通	42.7%
ひとり親世帯	950通	283通	29.8%	305通	32.1%
生活保護世帯	350通	80通	22.9%	96通	27.4%
就学援助世帯	700通	228通	32.6%	246通	35.1%
児童養護施設等	41通	37通	90.2%		
計	5,041通	1,810通	35.9%	1,928通	39.4%

6 調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数 (N) を基数とした百分率 (%) で示しております。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0% にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0% を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことと、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- 調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを [] で網かけをしています。（無回答を除く）

7 本調査における生活困窮世帯の定義

（1）相対的貧困世帯の定義

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準（“貧困線”）とする国民生活基礎調査の定義に基づき、世帯収入が“貧困線”以下の世帯を相対的貧困世帯と定義します。

（2）本調査分析における生活困窮世帯の定義

本調査においては、世帯年収についての質問（保護者問 24）の回答より“貧困線”を算出し（本調査では 145.345 万円），“貧困線”以下の世帯年収の世帯を「生活困窮世帯」と定義しています。

（2-1）貧困線の算出

本調査においては世帯の所得額については、回答者の負担感等を考慮し、手取り収入について選択肢で回答を求めました。そのため、国の貧困線の算出方法で用いる「等価可処分所得」の中央値には、選択肢の上限値と下限値の平均値を世帯人員の平方根で割って調整した値を当てはめています。

- （例）世帯所得が「500～550 万円」で世帯人員が 5 人の場合、世帯所得を 525 万円として算出します。

$$(\text{当該世帯の “等価可処分所得”}) = (525 \text{ 万円}) \div (\sqrt{5}) \approx (234.8 \text{ 万円})$$

なお、手取り収入、世帯人員の設問に対し、回答がなかった場合は、本調査で算出した結果には反映していません。